



## 1. 事業目的

中小企業自らが、事業継続、新商品の開発、業態変換等に取り組む際、市が委託する中小企業診断士による支援を受け事業計画を策定し、その後、具体的な取り組みを展開していく場合、中小企業者が策定した事業計画の実現に必要なコンサルタント等の専門家支援を受けていくための費用や設備投資費用の一部を助成する

## 2. 事業概要

市が委託する中小企業診断士との相談業務にて作成された事業計画実現のため、個別の専門家を依頼することに係る費用や設備投資費用の一部に対し補助する。(当該年度支払分に限る)

①専門家による支援： 補助率1/2 上限 500,000円/件

②設備投資支援： 補助率1/2 上限 1,000,000円/件

## 3. 改正事項 ①

### 再申請要件の緩和

現行制度では「1事業者につき1回限り」としていた申請制限を見直し、事業計画期間が終了した後、別事業として新たな計画を策定する場合には再申請を可能とする

### 【狙い】

- ・事業者の挑戦を継続的に後押しするため
- ・新規事業・業態転換への挑戦を後押しするため
- ・市内企業の成長ステージに応じた柔軟な支援体系にするため

## 4. 改正事項 ②

### DX促進に向けたサブスク型サービスの取扱い変更

DX導入で一般化しているサブスクリプション型サービスについて、一括払い契約の場合、12か月分を補助対象経費として認める

### 【狙い】

- ・デジタルツール導入の負担軽減のため
- ・サブスク型サービスの実態に即した運用とするため
- ・中小企業の生産性向上・業務効率化を促進するため